

公立藤岡総合病院研修管理委員会規程

(設 置)

第1条 医療法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令、第7条第2項の規定に基づき、研修管理委員会（以下「委員会」という。）を公立藤岡総合病院に置く。

(目 的)

第2条 平成16年度から実施された新たな医師臨床研修制度の基本理念を遵守するとともに、研修内容の充実とその資質の向上を図り、研修プログラムの策定、研修医・指導医の評価及び処遇など、臨床研修病院群との連携の下に新医師臨床研修制度の構築を目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの作成・検討並びに管理に関すること
- (2) 各研修プログラム相互間の調整等に関すること
- (3) 研修医の募集、採用（マッチングを含む）、処遇に関すること
- (4) 臨床研修病院群への出向等に関すること
- (5) 研修の継続・中断の可否に関すること
- (6) 研修状況の評価等（エポックを含む）に関すること
- (7) 研修後及び中断後の進路及び相談等の支援に関すること
- (8) 研修病院の理念及び基本方針に関すること
- (9) その他臨床研修に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研修管理委員会委員長（公立藤岡総合病院 病院長）
- (2) 公立藤岡総合病院臨床研修プログラム責任者
- (3) 公立藤岡総合病院経営管理部長
- (4) 臨床研修病院群に参加する協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (5) 臨床研修病院群に参加する研修協力施設の研修実施責任者
- (6) 研修管理委員会委員長が推薦する臨床研修病院群以外の有識者
- (7) 研修医代表
- (8) その他研修管理委員会委員長が必要と認めた者

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長は第4条第1項第1号委員をもって充て、副委員長は同項第2号委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、研修管理センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第10条 この内規の改廃は、研修管理委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年3月9日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日より施行する。